

令和6年4月1日付改定分

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A2 1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス1 1 日割		1176単位	日割の場合 ÷30.4日	39単位	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス1 2 日割		2349単位	日割の場合 ÷30.4日	77単位	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス1 3 日割		3727単位	日割の場合 ÷30.4日	123単位	123	1日につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1 日割			日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2 日割		日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3 日割		日割の場合 ÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月1回限度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/ 1000 加算			1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/ 1000 加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/ 1000 加算			
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/ 1000 加算				
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/ 1000 加算				
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の		24/ 1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。